

問 1 (15 点)

災害に関する「納税の猶予」については、国税通則法第 46 条、第 1 項「納期限未到来の納税の猶予」また第 2 項「災害等の納税の猶予」の 2 つの規定が設けられている。

本問の納期限前の災害により被害を受けた納税者の申告所得税（確定申告分）に関しては、下記の 3 つの規定が適用され、最長 3 年間の猶予が行われる。

1. 納期限未到来の納税の猶予

納税者につき納期義務の成立し、納期期限が到来してない時点で震災、風災害、落雷、火災その他これらに類する災害により、その財産に相当な損失を受けた場合、災害のやんだ日から 2 月以内の納税者の申請により、納期限から最長 1 年に限り、その納税が猶予される。

2. 災害等による一般の納税の猶予

納税者がその財産について、災害、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にあった場合で、その事実によりその国税を一時に納付することができない場合に納税者の申請により、上記 1. の期限未到来の納税の猶予の適用を受けていないことを条件に 1 年以内の期間に限り、その納税が猶予される。

3. 災害等の納税の猶予の延長

上記 2. の災害等の納税の猶予が 1 年間適用された後、納税者の資力の回復がないと認められる場合には、同一の災害を理由にその猶予期間をさらに 1 年間延長することができる。

4. 最長とされる猶予期間

上記の通り、国税通則法第 46 条により災害を理由に、第 1 項により納期限未到来の納税の猶予として 1 年、また第 2 項の災害等の納税の猶予として 1 年、さらに第 7 項により第 2 項を再延長して 1 年間の猶予の適用が考えられ、その結果最長 3 年間の納税の猶予の適用をうけることが考えられる。

問 2 (35 点)

(1)

イ. 差押えの始期:平成 28 年 2 月 1 日

ロ. 差押えの要件:保全差押

納税義務があると認められる者が不正に国税を免れたこと、又は国税の還付を受けたことの嫌疑に基づき、国税犯則取締法の規定により差押若しくは領置、又は刑事訴訟法の規定による押収、領置若しくは逮捕を受けており、その処分に係る国税の納付すべき額の確定後においてはその国税の徴収を確保をすることができないと認められる場合、税務署長は確保すべき金額を保全差押金額として決定し、その金額を限度にその者の財産を直ちに差押することができる。

ハ. 上記イの日付となる理由:

平成 27 年 3 月決算分の法人税の確定申告分の国税の納税義務は確定しており、この期間に係る法人税の国税犯則取締法の強制調査を受けている事実がある。この更正処分による税額確定前であるが、確定後にその金額の確保が困難と認められる場合、確保すべき金額をあらかじめ保全差押金額とし、その金額を差押することができる。

本事例では平成 28 年 2 月 1 日に国税犯則取締法の強制捜査が執行されているために同日以降であれば、この保全差押をすることが可能である。

(2)

イ. 差押えの始期:平成 28 年 11 月 1 日

ロ. 差押えの要件:繰上請求による差押

税務署長は、納税者が偽りその他不正の行為により国税を免れ、若しくは免れようとし、若しくは国税の還付を受け、若しくは受けようとしたと認められるとき、又は納税者が国税の滞納処分の執行を免れ、若しくは免れようとした認められるときには、納付すべき税額の確定した国税で、その納期までに完納されないと認められる金額について、その納期限を繰り上げ、その納付を請求することができる。

この場合に、納税者がこの繰り上げた納期限までにその請求に係る国税を納付しないときは、徴収職員は滞納者の財産を直ちに差押なければならない。

ハ. 上記イの日付となる理由:

問題文中では、X 税務署長が A 株式会社に対して更正通知書を発したのが平成 28 年 10 月 31 日であり、その納期限を繰り上げることせず、更正に係る納期限である同年 11 月 30 日としており、繰上請求の適用は行っていない。

ただし、この国税の更生処分は不正に国税を免れたことによりものであるために、その納期限を 11 月 1 日以降であれば繰り上げをすることも理論上は可能である。さらにこの繰上に係る納期限に納付ができないときには、直ちに差押をすることが可能である。

(3)

イ. 差押えの始期:平成 28 年 12 月 1 日

ロ. 差押えの要件:繰上差押

国税の納期限後督促状を発した日から起算して 10 日を経過する日までに、その督促を受けた滞納者について繰上請求をすることができる事実は発生しているときは督促状を発して 10 日を経過する前であっても徴収職員は直ちにその財産を差押することができる。

ハ. 上記イの日付となる理由:

X 税務署長が行った更正処分に係る納期限は平成 28 年 11 月 30 日ある。この納期限にその国税の納付が行われない場合には、督促に基づく差押が行われる。

ただし本事例では、すでに国税犯則取締法による強制調査による更正処分が行なわれていることを鑑みて、本来の期間を短縮することが可能であり。納期限の 11 月 30 日の翌日である 12 月 1 日に督促状の送付と同時に繰上差押をすることができる。

(4)

イ. 差押えの始期:平成 28 年 12 月 12 日

ロ. 差押えの要件:通常の差押処分

国税に滞納がある場合、原則として納期限から 50 日以内の督促状の送付による督促を前提に、その督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに督促に係る国税の納付がない場合、その滞納者の財産を差押えなければならないとされている。

ハ. 上記イの日付となる理由:

本事例では更正処分に係る納期限である 11 月 30 日にその国税が納付されない場合、納期限の翌日である 12 月 1 日に直ちに督促状を発送し、10 日を経過した 12 月 11 日までに納付がされない場合、翌日の 12 月 12 日に差押をすることになる。

(5)

* 解答用紙では、この (5) の解答欄が用意されていたが、事例内容と問題文における「理論上、滞納処分による差押えをすることができることとなり得た時期」を勘案しても妥当と思われる諸手続きがないと思われ空欄としている。

問 1 (15 点)

(1) 占有するための措置:

① 引渡命令

X 税務署長は、滞納者 A の自動車を占有している第三者である P 株式会社に対して期限を指定してその自動車の引渡を命令することができる。この引渡命令は書面により行われ、その引渡日は、その書面を発する日から起算して 7 日を経過した日以後の日としなければならない。ただし、第三者である P 株式会社による繰上請求等やむを得ない事由が生じた場合にはこの期間を短縮することができる。

またこの引渡命令が P 株式会社に対して行われた旨を滞納者 A に対しても通知しなければならない。

② 引渡後の占有

徴収職員は P 株式会社に対する引渡命令による自動車の引渡しを受けた場合はもちろん、また指定された期限までにその引渡が行われない場合にもその自動車を占有することができる。

(2) 徴収することができる金額: 700 万円

理由:

滞納者 A が所有する自動車を占有する第三者である P 株式会社から引渡しを受けた後に換価した場合、滞納者 A の申告所得税 1,000 万円と P 株式会社の有する留置権により担保される債権 100 万円が競合することになる。

この場合には国税徴収法の規定により、滞納国税より滞納処分目的となる財産上の留置権により担保される債権の方が優先する。このために自動車の換価代金(評価額) 800 万円は、まず留置権により担保される債権に 100 万円配当され、残額 700 万円(=800 万円-100 万円)が滞納者 A の国税に充てられることになる。

問 2 (35 点)

(1) 徴収のための措置とその要件:

① 同族会社の第二次納税義務

本問の事例によれば、下記の要件を満たすものと考えられるために「同族会社の第二次納税義務」の適用によりその徴収が可能である。

- イ) 滞納者である A をその判定の基礎として選定した場合に同族会社である Q 株式会社の株式を保有している。
- ロ) 滞納者 A の所有する Q 株式会社の株式につき再度換価に付しても買受人がないこと、あるいは株券の発行がないためにその譲渡につき支障があること。
- ハ) 滞納者 A が所有する上記イ) の同族会社に該当する株式以外に滞納処分を執行しても、なお徴収べき財産に不足があると認められること。

② R 国との租税条約

R 国との租税条約により、徴収の共助に関する規定が締結されているので R 国所在の別荘用地からも滞納者 A の国税を徴収することができる。

(2)徴収することができる金額: 700 万円

理由:

① 同族会社の第二次納税義務

滞納申告所得税の法定納期限である平成 28 年 3 月 15 日の 1 年前の日後である平成 27 年 11 月 1 日に A が取得した Q 株式会社の株式の 100 株の価額を限度にして滞納国税が徴収できる。

$$(8,000 \text{ 万円} - 6,500 \text{ 万円}) \div 500 \text{ 株} \times 100 \text{ 株} = 300 \text{ 万円}$$

② R 国との租税条約

R 国所在の別荘用土地 400 万円についても徴収が可能である。

③ 徴収することができる金額

X 税務署長は、上記の①の 300 万円と②の 400 万円の合計である 700 万円が徴収可能の金額である。

第67回 税理士試験 国税徴収法 講評

第一問

- 問1 昨年度の第66回と同様の納税の猶予に関する出題でした、記述すべき内容は災害関係の納税の猶予であり国税通則法第64条第1項の納期限未到来の納税の猶予と第2項の災害等の一般の納税の猶予、またこれに関する再延長を問うという基本的な出題であり、難易度はそれほど高くなくほとんどの受験生が最長3年という期間が解答できたと思われます。
- 問2 緊急保全措置に関する差押についての出題であり、理論上の更正処分に関する法人税の差押を早い順に記述させるという受験生には少々難易度の高い出題でした。早い順という解答の条件が付されていますのでその順番が前後しているものは、内容が正しくても不正解となると思われます。なお全項目を5項目として解答欄が用意されていますが、実際には繰上保全差押は更正処分に関する手続きには該当しないと考えて解答とはしていません。

第二問

- 問1 第三者に対する動産の引渡し命令と留置権により担保されてる債権と滞納国税に関する配当金額に関する出題で難易度はあまり高くなくほぼ完璧な解答ができたと思われます。
- 問2 同族会社の第二納税義務を中心にした徴収可能額の出題であり、この点に関しては基本的な出題であったと思われます。またR国所在の不動産に関しては国税徴収法の試験範囲ではないような印象もありますが、租税条約による滞納の共助の規定の説明があるので徴収可能の金額としています。

予想合格ライン

第1問、第2問とも総合的に勘案しても難易度は高くなく、ほぼ基本的な内容を中心にした出題であり、合格のためには精度の高い答案の作成が要求されると思われます。合否の分かれ目は、第1問の問2の記述がどれだけ解答できているかという点になると思われます。

最終的に合格点は下記に示す通り、かなり高いレベルになると予想されます。

第1問		第2問		合計
問1	問2	問1	問2	
10点	25点	10点	30点	75点

第 68 回税理士試験対策 WEB 講座のご案内

第 67 回税理士試験の受験お疲れ様でした。今年の本試験が終わると、多くの方は第 68 回税理士試験受験に向けた準備を始められることと思います。

ネットスクールでは、8 月後半より第 68 回税理士試験に向けた科目選びや講座選びに役立つイベントをインターネット上で無料配信致します。WEB 講座や解答速報会と同じシステムを使うので、リアルタイムでご参加頂くと、チャットを通じて講師に直接相談や質問をすることも可能です。

第 68 回税理士試験対策 WEB 講座無料イベントスケジュール

月	火	水	木	金	土	日
8/7	8	9	10	11(山の日)	12	13
第 67 回税理士試験本試験						
14	15	16	17	18	19	20
科目別 WEB 講座無料説明会 (20:00~)						
	法人税法	消費税法	簿記/財表	相続税法	【無料説明会】 各科目の概要や WEB 講座の特長・学習スタイルなどをお伝えします。	
21	22	23	24	25		
WEB 講座開講前無料オリエンテーション (20:00~)						
	法人税法	消費税法	簿記/財表	相続税法	【無料オリエンテーション】 開講に先立ち、科目別の効率的な学習方法や心構えをお伝えします。	
28	29	30	31	9/1		
4	5	6	7	8	9	10
WEB 講座無料体験講義 (20:00~)						
	簿記/財表	法人税法		相続税法	【無料体験講義】 各コースの初回講義を配信します。実際の講義を体験して受講を検討する方はぜひご覧下さい。	
11	12	13	14	15		
WEB 講座無料体験講義 (20:00~)		消費税法				

WEB 講座の特長

インターネットで授業配信

講義はインターネットを通じて行います。パソコンと WEB 環境があれば、自宅でも会社でも受講可能です (事前に環境の確認ができます)。

Live 配信とオンデマンド配信のハイブリッド配信で安心

基本的に授業は決まった曜日・時間に生講義を配信します。Live 配信なので、チャットを使って講師に質問することも可能です。

また、配信した講義はすべて収録し、翌日以降オンデマンド (録画) 配信します。見逃した講義はもちろん、復習のために何度も受講可能です。(開講後のお申込みも OK)

合格サポートもバッチリ!

疑問や不安があるときは、どんどんご質問ください。講義中のチャットはもちろん、電話やメール、受講生専用 SNS「学び舎」などのサポート手段をご用意しています。

スマホでの受講や倍速再生で効率的な学習が可能

WEB 講座はパソコンだけでなく、スマートフォンやタブレット端末 (対応機種) でも受講できます。また、オンデマンド配信されている講義は 1.5 倍 / 2.0 倍速での再生にも対応しているので、忙しい方でも効率的に学習できます。

パソコンでの受講画面イメージ →

1 講師画面

講義を行う講師の表情・動きを表示する画面です。

2 チャット画面

Live 講義中の講師へのメッセージを表示します。

3 ホワイトボード画面

板書画面です。ここに講師が書き込みながら講義を進めます。

4 アンケートボタン

Live 講義中、講師が投げかけた質問に回答するボタンです。



イベントや WEB 講座の詳細、受講のお申込はネットスクールホームページをご覧ください。

皆様のご受講、お待ちしております。

<http://www.net-school.co.jp/> or 『ネットスクール』で検索!